

# 知っておきたい ワークルールの基礎知識

バイトを辞めると言ったのに、「来月末まで待って」と言われたとしたら、続けたいと  
いけないのでしょうか？ A 社に「御社が第一志望」と言って、内々定をもらった後で、B  
社からも内々定をもらったとき、A 社の内々定をお断りしても問題ないのでしょうか？就職  
して 1 年目、残業代が支払われていない気がするけれど、新入社員はしかたがないの  
でしょうか？

生きていくなかで、労働に関わる時間は膨大です。いつも気持ちよく働ければいいけ  
れども、納得のいかない事態に陥ることもあります。そういうとき労働法の知識があれば、  
道が開けるかもしれません。労働法は、働いていく私たちの武器です。

本講義では、私たちが働くために不可欠な、基礎的な労働法の知識とその考え方を、  
労働法を御専門とする、**静岡大学人文社会科学部の本庄淳志先生**に解説していただ  
きます。

**日時** 2019 年 6 月 28 日（金）4 時間目 14 時 40 分～16 時 10 分

**場所** 3316 講義室（国際関係学部棟 3 階）

**対象** 静岡県立大学学部生、院生、教職員、一般の方

どなたでも参加可能です。参加に際して、事前の連絡は不要です。

お気軽に御参加ください。

授業単位での参加を希望なされる場合は、会場の都合上、事前にメールで坂巻まで御  
一報くださいますようお願い申し上げます。

\* 講演者プロフィール

**本庄 淳志（ほんじょう・あつし）氏**

静岡大学人文社会科学部・准教授。神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了。  
博士（法学）。

お問い合わせ：静岡県立大学国際関係学部 石川義道・坂巻静佳